



## 感染症対策本部からのお知らせ

2月10日(水)発行【2月3日(水)現在の情報です】

### 緊急事態宣言発令中 感染防止の取組の徹底を！

1月13日、兵庫県に発令された緊急事態宣言は3月7日まで延長され、依然として収束が見通せない状況が続いております。県では、緊急事態措置として対処方針を示しています。感染拡大防止に向けて、特に次の2点の取組にご理解、ご協力をお願いいたします。

1点目は、外出の自粛などです。

- ・他の緊急事態宣言対象地域をはじめ、リスクのある場所への出入りの自粛をお願いいたします。
- ・外出する場合でも、午後8時以降の不要不急の外出の自粛を引き続きお願いいたします。
- ・毎日の検温、手洗い、マスクの着用などの健康管理や換気の徹底をお願いいたします。
- ・発熱など症状のある場合には、出勤、通学などを控えるとともに、すぐにかかりつけ医などに電話相談をしてください。

2点目は営業時間の短縮などです。

- ・特別措置法に基づいて営業時間短縮をお願いしている飲食店などの特定の事業者の皆様は、引き続き営業時間を午後8時までにしていただきますようお願いいたします。
- ・対象の事業者の皆様をはじめ、営業時間短縮の要請の対象となっていない事業者の皆様も、以前からご協力いただいておりますが、引き続き業種別ガイドラインなどに基づく感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

香美町の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、昨年4月からさまざまな対策を講じてまいりましたが、1月29日開催の町議会臨時会において、「感染防止対策」「町民生活への支援」「事業者への支援」の補正予算を承認いただきましたので、必要な支援を迅速にお手元にお届けできるよう全力で取り組んでまいります。

一人一人が「うつらない・うつさない」との強い思いで感染防止対策に取り組むことが大切です。町民の皆様、事業者の皆様には引き続きご不便をおかけし、大変申し訳なく思っておりますが、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

香美町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 香美町長 浜上勇人

### 相談窓口

新型コロナウイルス感染症の  
予防・検査・医療に関する相談窓口

●発熱等受診・相談センター  
(豊岡健康福祉事務所)  
Tel 0796・26・3660

【平日9時～17時30分】

●新型コロナウイルス健康相談コールセンター  
Tel 078・362・9980

【平日17時30分～9時および土日祝】

●新型コロナウイルス感染症対策本部  
(役場健康課)  
Tel 0796・36・1114

【平日8時30分～17時15分】

新型コロナウイルス感染症の

対策などに関する相談窓口

●県緊急事態措置コールセンター  
Tel 078・362・9858

【9時～17時(土日祝も含む)】

●県時短協力金コールセンター  
Tel 078・361・2501

【平日9時～17時】

●町新型コロナウイルス感染症対策本部  
(役場防災安全課)

Tel 0796・36・1190

【平日8時30分～17時15分】

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 緊急支援策（第8弾）

緊急支援策（第8弾）にかかる補正予算額

9,752万9千円

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援策の累計額 29億5,787万3千円

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、町民生活を守るための感染予防対策を強化するほか、地域経済の活性化のため、財政調整基金などを活用し補正予算を編成しました。主な内容は、次のとおりです。

## 1 感染防止対策の取り組み

### ①感染症予防衛生対策商品券配布事業 2,095万円（単独事業）

新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止のために必要な衛生用品を購入するための家計負担を軽減するとともに「新しい生活様式」の定着を図るため、1人当たり1,000円の商品券を世帯主に世帯人数分を配布します。（詳しくは4ページ「衛生対策商品券を配付」欄に掲載）

### ②新型コロナウイルス感染症予防接種事業 570万8千円（国補助事業）

新型コロナウイルス感染症予防接種の開始に向けて、接種券発行のためのシステムの改修及び作成業務の委託、予約受付のためのコールセンター設置にかかる準備を進めます。

## 2 町民生活への支援

### ①在宅高齢者生活支援灯油券配布事業 1,683万6千円（単独事業）

外出自粛の影響で、自宅に居ることの増えた在宅高齢者の生活を支援するため、75歳以上の高齢者がいる世帯に一世帯あたり5,000円の灯油券を配布します。（詳しくは、3ページ「在宅高齢者に灯油券を配布」欄に掲載）

### ②町指定ごみ袋購入支援事業 1,709万1千円（単独事業）

外出自粛の影響で、家庭ごみが増加していることから、町指定ごみ袋の購入支援を行います。（詳しくは、4ページ「町指定ごみ袋の購入を支援」欄に掲載）

## 3 事業者への支援

### ①介護タクシー事業者等感染防止対策支援事業 48万円（単独事業）

介護タクシー事業者などに対し、感染防止対策のため消毒液などの購入費用の支援を行います。

### ②感染症予防資機材等購入助成事業（第2次） 2,173万2千円（単独事業）

事業者が従業員の労働環境保護のためなどに導入する衛生資機材（消耗品）の購入経費に対し、支援を行います。（詳しくは、3ページ「感染症予防資機材の購入費を助成」欄に掲載）

### ③感染症拡大防止協力金事業 580万円（単独事業）

緊急事態措置により、県の要請に応じて営業時間の短縮に協力した事業者に対し、協力金を支給します。（詳しくは、4ページ「感染症拡大防止協力金を支給」欄に掲載）

### ④香美町商品券事業 276万1千円（単独事業）

町内小売業者などの活性化を図るため、2月1日（月）から3月31日（水）までの期間にマイナンバーカードを交付申請した町民を対象として、商品券を交付します。（詳しくは、3ページ「新規マイナンバーカード申請者に商品券を交付」欄に掲載）

### ⑤スキー場感染症予防対策助成事業 150万円（単独事業）

町内でスキー場を運営する民間事業者が実施する感染予防対策経費の一部に対し支援を行います。

STOP!! コロナ差別



新型コロナウイルス感染症に関する情報は正確に入手し、人権侵害につながらないように、冷静な行動をお願いします。

# 新たな町独自施策を実施！

## 在宅高齢者に灯油券を配付

新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅に在ることの増えた在宅高齢者の生活支援として灯油券を配付します。

### ●対象者

2月1日現在、町内に住所を有する75歳以上の高齢者が在宅している世帯

### ●配布

1世帯当たり5,000円分の灯油券（灯油券500円×10枚綴り）

※灯油代のほかに灯油配達料、灯油を入れる容器代にも利用可能

### ●灯油券の配付方法・有効期間

2月上旬に簡易書留で郵送します。有効期間は3月31日（水）までです。

### ●使用店舗

町内のガソリンスタンド、燃料販売店（灯油券郵送時に「灯油券取扱店一覧」を同封します。）

### ●問い合わせ先

役場総務課 TEL 0796・36・1111



## 感染症予防資機材の購入費を助成

新型コロナウイルスの感染予防対策として、事業者が導入する衛生資機材（消耗品）などの購入費を助成し、感染症の予防を図ります。

### ●対象者

町内に本店、本所、支店、営業所等の事業所を置く中小法人および個人事業主

※医療、福祉、スキー場運営事業者を除く。

### ●助成対象経費

1月13日（水）から3月31日（水）までに購入した、新型コロナウイルスの感染を予防するための資機材（消耗品）導入経費 ※マスク、消毒液、アクリル板、パーテーションなど

### ●助成額・申請期限

1事業所当たり上限50,000円

### ●申請期限

3月31日（水）まで

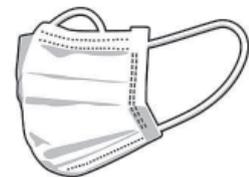
### ●申請手続き

町HP、役場観光商工課、町内の観光協会、商工会で配付している交付申請書に必要事項を記入し、必要書類（下記①②③）を添付の上、役場観光商工課に提出してください。

※添付書類 ①事業に係る経費のレシートまたは領収書の写し ②施設内での使用状況が分かる写真 ③町内に事業所があり、営業実態の分かる写真などの資料

### ●問い合わせ先

役場観光商工課 TEL 0796・36・3355



## 新規マイナンバーカード申請者に商品券を交付

新型コロナウイルスの感染拡大によって影響を受けている地域経済の活性化とマイナンバーカードの普及促進を図るため、商品券を交付します。

### ●対象者

2月1日（月）から3月31日（水）までの間に、マイナンバーカードの新規交付申請をした人

### ●交付額

申請者1人あたり、町内の飲食店、小売店で使える商品券5,000円分（1,000円×5枚）

### ●商品券の交付・有効期間

窓口で申請した人には、申請時にお渡しします。また郵送、インターネットなどで申請した人には、マイナンバーカード交付時にお渡しします。有効期間は5月31日（月）までです。

### ●問い合わせ先

役場町民課 TEL 0796・36・1110 役場観光商工課 TEL 0796・36・3355



## 衛生対策商品券を配付

感染予防のために必要な「衛生用品」が購入できる商品券を配付します。

### ●対象者

全町民（2月1日現在で本町の住民基本台帳に登録されている人）

### ●利用対象となるもの

マスク、体温計、せっけん、ハンドソープ、除菌・抗菌用品（除菌シート、除菌液、消毒液など）、口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨き粉、歯間ブラシなど）

### ●商品券の額

1人当たり1,000円。2月中旬から順次、世帯人数分を世帯主に簡易書留で郵送します。

※取扱店舗については、商品券に添えて一覧表をお送りします。

### ●有効期間

2月15日（月）から3月31日（水）まで

### ●問い合わせ先

役場健康課 TEL 0796・36・1114



## 町指定ごみ袋の購入を支援

家庭で過ごす時間が増加していることによるごみの排出増加を考慮し、ごみ袋購入に係る家計負担の軽減を図るため、町指定ごみ袋無料交換券を配付します。

### ●対象・配付

全世帯を対象に、1世帯あたり指定ごみ袋60枚分（10枚入×6つ）の無料交換券を配付

※3月11日（木）に全戸に配付します。

### ●交換期間・交換場所

7月31日（土）まで、協力店、役場本庁舎および各地域局にて交換可能（協力店は交換券配付時にお知らせします。）

### ●問い合わせ先

役場町民課 TEL 0796・36・1110

## 県と協調したコロナ対策

### 感染症拡大防止協力金を支給

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の要請に応じ、営業時間の短縮に協力していただいた事業者に対して、協力金を県と協調して支給します。

### ●対象施設

県内全域の食品衛生法上の飲食店営業または喫茶店営業の許可を受けている飲食店

※酒類の提供を行う飲食店に限定しません。

### ●要請期間

1月14日（木）から緊急事態宣言が終了する日までの予定 ※定休日除く（2月3日現在）

※期間は変更になる場合があります。

### ●支給要件

通常、20時以降も営業している対象施設が、営業時間を5時から20時まで（酒類の提供は11時から19時まで）に短縮した場合

※ホテルや旅館の宴会場、大広間については、宿泊客以外の利用があり、飲食の営業が行われている場合は対象となります。

### ●支給額

1施設（店舗）あたり1日60,000円×時短日数

### ●問い合わせ先

協力金に関すること

兵庫県時短協力金コールセンター

緊急事態措置に関すること

兵庫県緊急事態措置コールセンター

